

# 高齢者施設における身体拘束実態調査結果について

平成19年5月16日  
千葉県高齢者福祉課  
電話043-223-2327

県内の無届有料老人ホームにおいて、入居者に対する虐待の疑いが生じたことを受けて、身体拘束の実態を把握するため、高齢者施設を対象として調査を行い、この度調査結果を取りまとめました。

※今回の調査は、介護保険施設・事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームに対して行いました。ここでは、これらを「高齢者施設」と表現しています。

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

介護保険施設・事業所及びその他の高齢者施設（以下「施設等」という。）における身体拘束に関する実態を把握し、各施設における身体拘束廃止に向けた取り組みを支援するための資料とすることを目的とする。

### (2) 調査対象施設及び回収結果

施設の種別	対象数	回収数	回収率
介護老人福祉施設	204	200	98.0%
介護老人保健施設	124	117	94.4%
介護療養型医療施設	59	53	89.8%
短期入所生活介護事業所（単独型）	32	29	90.6%
認知症対応型共同生活介護事業所	268	247	92.2%
特定施設入居者生活介護事業所	112	102	91.1%
有料老人ホーム	13	12	92.3%
軽費老人ホーム	92	91	98.9%
養護老人ホーム	16	16	100.0%
対象施設合計	920	867	94.2%

※併設型の短期入所生活介護については、本体施設である介護老人福祉施設等を含む。

### ( 3 ) 調査時点

平成 19 年 2 月 1 日～7 日

### ( 4 ) 調査方法

平成 19 年 1 月 31 日現在で介護保険の指定を受けている施設、及び、県の許可又は届出しているその他の高齢者施設に対し、郵送により調査用紙を送付し、回答期限を 3 月 16 日として郵送により回収した。

なお、実態調査は記名式とした。

## 2 調査結果の概要

昨年調査（平成 18 年 7 月）と調査対象期間が異なる為、一概に比較はできないが、昨年に比べて、全体合計では拘束を行っている施設の割合、人数の割合等が減少している。

### ( 1 ) 回収率

対象中、介護保険施設等では、799 施設のうち、748 施設から回答があり、回収率は 93.6%となっている。

その他の高齢者施設では、対象 121 施設のうち、119 施設から回答があり、回収率は 98.3%、調査対象施設全体での回収率は 94.2%となっている。

昨年調査に比べて 31.8 ポイント増、13 年度調査に比べて 18.3 ポイント増加している。

### ( 2 ) 身体拘束を行っている施設及び人数

回答のあった介護保険施設等 748 施設のうち 338 施設 (45.2%) で身体拘束が行われている。また、拘束していた人数は 2,520 人 (6.5%) となっており、そのうち 10.3%が例外 3 原則に該当していなかった。

昨年調査と比較すると、施設の割合では、7.3 ポイント減、人数の割合では 2.3 ポイント減、また、例外 3 原則に該当していない割合では 17.7 ポイント減少している。

その他の高齢者施設では、回答のあった 119 施設のうち 6 施設 (5.0%) で拘束が行われている。また、拘束していた人数は 17 人 (0.3%) となっており、全て

例外3原則に該当していた。

### (3) 身体拘束の内容と件数

介護保険施設等においては、「ベッド柵等」による拘束が1,405人(入所者総数の3.6%)で最も多く、次いで「Y字型拘束帯・腰ベルト・車椅子テーブル等」が829人(同2.1%)となっており、昨年調査に比較して人数・割合とも減少しているものの、これらの拘束が引き続き上位を占めている。

### (4) 拘束別例外3原則に該当しない人数

介護保険施設等において、拘束をしていた人のうち例外3原則に該当しないと回答があったのは、「ベッド柵等」が拘束をしていた人数の6.5%(163人)、で最も多く、次いで「車椅子のベルト等」が拘束をしていた人数の3.6%(91人)、介護服(つなぎ服)1.4%(36人)、ミトン型手袋0.8%(20人)となっており、拘束の多い行為とほぼ比例している。

※例外3原則とは、緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件のこと。  
(①切迫性、②非代替性、③一時性の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られること。)

### (5) 身体拘束行為種別の拘束状態

「常時」の拘束が全体の72.6%(2,150人)、で最も多く行われており、次いで「断続的」の拘束が15.9%(472人)、「一時的」の拘束が11.4%(339人)となっている。

(参考) 今回の調査では、拘束状態を次の3種類に分けて設問した。

「常時」・・・毎日、一日中又は一定の時間帯に拘束をしているケース。  
「断続的」・・・毎日拘束を行うわけではないが、その日によって拘束を行うものは「断続的」の数に含む。(時々行うもの)  
「一時的」・・・ある特定のケースが発生した場合に拘束を行った場合。(それが、毎日起こるようなものであれば、「常時」)

## 3 今後の取り組み

身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、介護保険施設等におけるケア全体の向上

や生活環境の改善のきっかけとなります。ケアの向上に当たっては、利用者に起きている状態を落ち着いて受け止めてアセスメントし、一人ひとりに合ったより良いケアについて知恵をしぼり、工夫していくことが大切である。それを具体的に行うことで拘束がありえなくなる。

県としては、平成16年度から（社）千葉県高齢者福祉施設協会に委託して、高齢者介護の実務者または施設長などの指導的立場にある者を対象とした身体拘束廃止研修を実施しているが、今後も継続して実施していく必要がある。

また、平成19年度の社会福祉法人等に対する指導監査に当たっては、適切な入所者処遇の確保の観点から、体罰、虐待及び身体拘束の防止についても重点事項として監査することとしている。

さらに、「高齢者の尊厳を支えるケアの実現を目指す」という理念を踏まえ、「施設のあり方研究会」を設置しているところであるが、今年度は施設ケアの向上と利用者個人の生活を支援するためのモデル事業を実施することとしている。